令和7年度

刈谷市事業用脱炭素促進設備導入費補助制度

申請マニュアル

【申請受付期間】

令和7年4月1日(火)~令和7年7月9日(水)【必着】

【事業完了期限】

令和9年3月1日(月)まで

【書類の提出先】

直接窓口または郵送でご提出ください。

〒448-8501 刈谷市東陽町1丁目1番地 刈谷市役所2階 環境推進課 環境政策係

【問合せ先】

エヌエス環境株式会社(問合せ業務委託先)

TEL: 050-2030-6881

《受付時間:9時~17時(土日祝除く)》

メール: kariya-datutanso@ns-kankyo.co.jp

- 1 補助対象者 • P.1
- 2 補助対象事業 • P.1
- 3 補助対象設備 • P.1
- 4 補助対象経費 • P.2
- 5 補助金額 • • P.2
- 6 交付の流れ・・・P.3
- 7 よくある質問・・・P.8
- 8 記入例・・・・ P.9

本補助制度を開始した経緯

本市では令和4年2月に「ゼロカーボンシティ」を表明し、2050年カーボンニュートラルの達成に向けた事業を進めています。

現状、市全域のCO₂排出量のうち、約半分が産業部門から排出されているため、本補助制度により、CO₂排出量の削減に寄与する省エネルギー設備や再生可能エネルギー発電設備を導入する市内事業者に対し補助金を交付することで、市全域の CO₂排出量の削減を図るとともに、市内事業者の持続的な事業活動を後押ししていきます。

1 補助対象者

次のいずれにも該当する法人

- 口市内に事業所を有し、当該事業所において事業を行っていること
- 口風営法の規定により許可または届出を要する事業を行う者でないこと
- 口代表者及び従業員が暴力団員または暴力団と密接な関係を有する者でないこと
- 口直近3年以内にこの補助金の交付を受けていないこと
- 口市税を滞納していないこと

2 補助対象事業

次のいずれにも該当する事業

- □申請日において 3 年以内に実施された省エネルギー診断(P.3参照)に基づき、 市内事業所に省エネルギー設備等を導入するもの
- □申請日において着手しておらず、**令和9年3月1日(月)までに完了**するもの
- □設備導入前と比較して、事業所全体の年間 CO₂排出量を10%以上削減することが見込まれるもの
- 口補助対象経費の合計額が300万円以上であること

3 補助対象設備

次のいずれにも該当するもの

- 口道路運送車両法第2条第1項に規定する道路運送車両でないこと
- □既存設備と用途が同一であること(再生可能エネルギー発電設備を除く)
- 口中古品またはリースにより取得するものでないこと
- 口複数の事業者が共同で所有するものでないこと
- 口補助対象者が自ら製造または販売をするものでないこと
- 口完全親会社及びその子会社間の売買等により取得したものでないこと
- 口市の他の補助金等の交付を受けていないこと
- 口再生可能エネルギー発電設備の場合、上記に加え、次のいずれにも該当すること
 - ア 設置する事業所において発電した電気を使用するものであること
 - イ 合計出力が10キロワット以上であること
 - ウ FIT制度またはFIP制度の認定を取得するものでないこと

- ※再生可能エネルギー発電設備の設置を予定する場合、余剰電力の取り扱いについて、事前に市と協議が必要です。
- ※年間余剰電力量が 10,000kWh 以上見込める場合、刈谷知立みらい電力株式会社と余剰電力の売買契約について、協議いただく必要があります。
- ※年間余剰電力量が 10,000kWh 以上見込めない場合、申請者自身で売電先となる小売電気事業者を探していただくか、余剰電力を発生させない(逆潮流させない) 設備を別途設置いただく必要がございます。

4 補助対象経費

次のいずれかに該当するもの

- 口補助対象設備の購入及び設置に要する費用
- 口設計に要する費用
- □既存設備の撤去に要する費用(補助対象設備に係る既存設備に限る)

<対象外となる主な経費>

- 省エネルギー診断に係る費用
- 設備の更新ではなく、新たに設備を導入する費用(再エネ発電設備を除く)
- 省エネルギー診断報告書に記載のない設備の更新に係る費用
- 導入する設備と用途の異なる既存設備の撤去及び処分に係る費用
- ・建物の補強等、事業所の増改築に要する費用
- 家賃、光熱費、人件費、交通費、食糧費等の設備導入に直接関係のない費用
- ・消費税及び地方消費税相当額
- ・諸官庁への手続きに係る費用

5 補助金額

〇補助率

補助対象経費の1/2

〇補助額

上限1,000万円(1,000円未満の端数は切り捨て)

○補助金の併用

- ・ 刈谷市の補助制度の併用はできません。
- ・補助対象事業について、国や県等から補助金等の交付を受ける場合は、補助 対象経費から当該補助金等の額を差し引いた額を補助対象経費とします。

※国や県等の補助要件によって、併用ができない場合がありますので、併用を 検討する場合は、必ず事前に国や県等の補助要件をご確認ください。

6 交付の流れ

~STEP1 省工ネ診断~

 省エネ診断
 審査・
 エネルギー

 交付決定
 事業実施
 実績報告
 現地確認

 報告書提出

省エネルギー診断とは、エネルギー管理士及びエネルギー管理士と同等の資格及び実績を有する者が、事業所のエネルギー使用状況等を調査・分析し、 CO_2 排出量の削減に資する提案や CO_2 排出量の削減効果を明示した報告書が作成されるものをいいます。 ※申請日において3年以内に実施されたものが対象です。

<エネルギー管理士と同等と認める資格>

- •技術士(建設、電気電子、機械、衛生工学、環境) •一級建築士
- ・電気主任技術者(第一種、第二種または第三種)・建築設備士
- ・ビル省エネ診断技術者 ・第一種エコチューニング技術者
- エネルギー診断プロフェッショナル(ビル実践を含む)

<省エネルギー診断報告書の記載必須項目>

- 受診する事業者の名称及び住所
- ・省エネルギー診断を行った日付、診断者の氏名及び保有資格
- ・ 設備等を導入する事業所全体の年間エネルギー使用実績及び分析
- CO₂排出量の削減に資する提案(削減量、算定方法、コストが明示されていること)

刈谷市内の事業者に対して省エネルギー診断が実施可能な事業者をリスト化 しています。省エネルギー診断事業者を選定する際に、ご活用ください。

〇刈谷市 HP 事業者向けの省エネルギー診断を受けませんか?:

https://www.city.kariya.lg.jp/kurashi/pet/1003889/1014373.html

省エネルギー診断の実施事業者に指定はありません。

自社の役員や社員、その他取引先の社員等による省エネルギー診断は対象となりますが、Web 上で電気使用量等を入力するだけで診断できるような、セルフ診断や無料診断は対象となりません。

~STEP2 交付申請~

省工ネ診断	交付申請	審查•	事業実施	実績報告	審查•	エネルギー
自工作的例	文印中語	交付決定	争未关心	─ → → → → → → → → → → → → → → → → → → →	現地確認	報告書提出

令和7年7月9日(水) までに、刈谷市事業用脱炭素促進設備導入費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて提出すること。

- 口申請日において3ヶ月以内に発行された法人に係る全部事項証明書
- 口省エネルギー診断報告書の写し(3年以内に実施されたものであること)
- 口省エネルギー診断を行った者の資格または実績を証明する書類の写し
- 口補助対象設備の規格等が確認できる書類(パンフレット等)
- □全体配置図、補助対象設備の据付図等
- 口現況が確認できる写真(参考様式1)
- 口補助対象経費の額が確認できる見積書等の写し
- □ (再工ネ発電設備を導入する場合)合計出力、年間発電量及び自家消費の比率 が確認できる書類(参考様式2)
- ※申請書の提出は、同一の法人について1年度につき1回限りです。
- ※同一の省エネルギー診断報告書に基づく申請は、1回限りです。
- ※書類は、直接窓口または郵送にて環境推進課までご提出ください。

~STEP3 審査・交付決定~

 省工ネ診断
 交付申請

 事業実施
 実績報告

 現地確認
 報告書提出

提出書類を審査し、**補助金1円当たりの CO₂排出量の削減効果が高い順番**に、 予算の範囲内で交付の決定をします。(10月上旬頃を予定)

例えば、以下の申請があった場合、両社とも補助金額は上限の 1,000 万円ですが、A 社のほうが CO2削減効果が高いため、A 社を優先的に交付決定します。

『A 社の申請:補助対象経費1億円 CO2削減量10t-CO2』

『B 社の申請:補助対象経費3千万円 CO2削減量5t-CO2』

なお提出書類は、専門事業者へ審査を委託します。提出書類の内容に疑義等が 生じた場合には、審査委託業者より連絡をさせていただく場合があります。

審査後、補助金交付の可否に関わらず、申請者へ結果を通知します。

~STEP4 事業実施~

 省エネ診断
 交付申請
 事業実施
 実績報告
 環地確認
 報告書提出

補助対象事業について、交付決定された後に契約及び着工を推奨しています。 交付申請までに着手(契約行為は着手とみなします)していなければ補助対象外 とはなりませんが、審査の結果、採択されない可能性があることにご留意くださ い。

申請時の計画に変更が生じる場合、事前に環境推進課へ刈谷市事業用脱炭素促進設備導入費補助金計画変更承認申請書(様式第4号)を提出してください。

ただし、次のいずれかに該当する計画の変更はできません。

- 口補助金の交付要件を満たさなくなる変更
- 口補助金交付申請額を増額する変更
- ロCO₂削減効果を20%以上減少する変更

事業を中止する場合は、事前に環境推進課へ刈谷市事業用脱炭素促進設備導入 費補助金補助対象事業廃止届(様式第5号)を提出してください。

~STEP5 実績報告~

 省エネ診断
 交付申請
 審査・ エネルギー 事業実施 実績報告 現地確認 報告書提出

事業完了日から30日を経過した日、または令和9年3月1日(月)のいずれか早い日までに刈谷市事業用脱炭素促進設備導入費補助金実績報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて、環境推進課に提出してください。

- 口補助対象事業に係る契約書の写し
- 口補助対象経費の支払が確認できる領収書の写し等
- 口補助対象事業の実施状況が確認できる写真(参考様式3)
- □国や県等からの交付決定通知書の写し(国や県等から補助金等の交付を受ける場合のみ)
- □電力の売買契約書等(再生可能エネルギー発電設備を導入する場合のみ)
- □請求書(補助金の振込先を記入する書類)
- ※上記のほか、補助金の交付に際して、必要書類の提出を求める場合があります。
- ※書類は、直接窓口または郵送にて環境推進課までご提出ください。

~STEP6 審查·現地確認~

 省エネ診断
 交付申請
 審査・
 事業実施
 実績報告
 現地確認

 現地確認
 報告書提出

実績報告後、書類の審査及び補助対象設備の現場確認を行い、審査終了後、約 1ヶ月後に請求書記載の口座へ補助金を振り込みます。

なお、補助対象設備は、5年間または当該設備の法定耐用年数を経過するまで、 売却、譲渡、交換、廃棄、貸し付け、担保に供することはできません。

ただし、天災等の事由があるときは、この限りではありません。

~STEP7 エネルギー報告書提出~

省エネ診断交付申請審査・
事業実施
交付決定事業実施
実績報告
現地確認審査・
現地確認

交付決定事業者は、補助対象事業が完了した月の翌月から1年間の補助対象事業所に係るエネルギーの使用状況をエネルギー使用状況報告書(様式第7号)により環境推進課まで提出してください。

報告期限は、エネルギー使用状況の調査終了月の翌々月末までです。

例えば令和7年12月10日に工事が完了した補助対象事業者の場合、報告対象期間は、令和8年1月から令和8年12月までの1年間となり、報告期限は、令和9年2月末日となります。

7 よくある質問

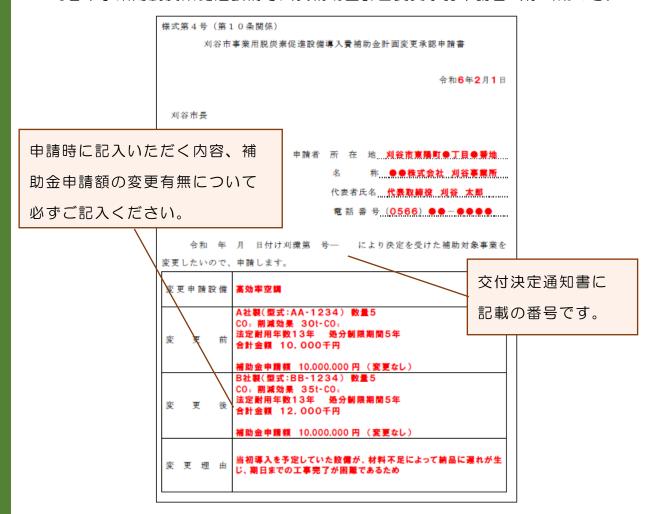
1 0	よくのの首回
Q1	刈谷市内の複数事業所で一度に設備更新を考えているが、補助金の対象か。
A1	対象になります。その場合、事業所ごとに省エネ診断を行っていただき、
	現状の CO₂排出量と設備導入による CO₂削減見込量はそれぞれ合算した
	数値となり、申請する事業所全ての年間 CO₂排出量を合計で10%以上削
	減することが要件となります。また、補助対象経費も <u>合計で300万円以</u>
	<u>上</u> であることを満たせばよいものとしますが、補助上限額は合計で1,0
	00万円です。なお、補助金の交付を受けた事業者は、3年経過するまで
	次回の申請ができません。
Q2	省エネ診断の提案内容から設備の数量等を変えて申請したい。CO₂削減量
	はどのように計算すればよいか。
A2	実施した省エネ診断の考え方を基準に、別途 CO2削減量を算定して申請時
	に添付いただければ受付可能です。
Q3	補助金の交付決定が10月上旬頃とあるが、それを待たずに設備の設置事
	業者等との契約や実際に工事を進めても問題ないか。
АЗ	市への補助金申請までに着手(契約行為は着手とみなします)していなけ
	れば問題ありません。ただし、審査の結果、採択されない可能性があるこ
	とにご留意ください。
Q4	申請時に提出した見積書の製品が生産終了となり、後継機を導入すること
	にした場合も変更申請が必要か。
Α4	必要です。製品の変更が CO₂削減見込量に影響がないか等、改めて審査し
	ます。なお、交付要件を満たさなくなる変更や CO₂削減効果が当初申請か
	ら20%以上減少する変更、補助金額の増額は認められません。
	変更があるにも関わらず、変更申請をせずに着手したものは補助対象外で
	す。
Q5	工事完了後、1年間のエネルギー使用状況を報告する際に10%以上の削
	減を達成できなかった場合は補助金の返還が必要か。
A5	達成できなかった要因等をヒアリングする場合があります。当初の申請内
	容に虚偽等が判明した場合は補助金の返還を求めます。

8 記入例

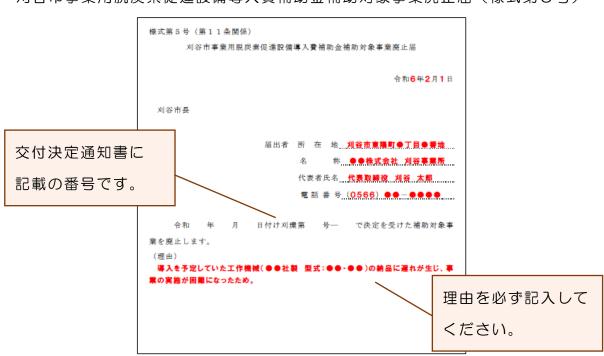
刈谷市事業用脱炭素促進設備導入費補助金交付申請書(様式第1号)



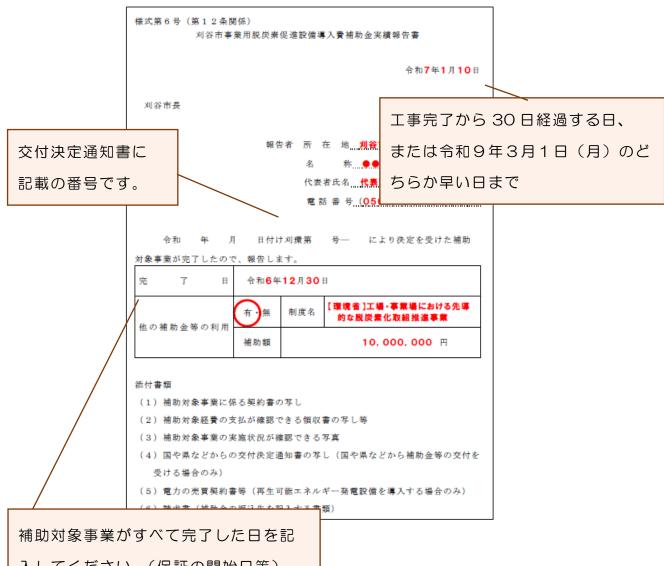
刈谷市事業用脱炭素促進設備導入費補助金計画変更承認申請書(様式第4号)



刈谷市事業用脱炭素促進設備導入費補助金補助対象事業廃止届(様式第5号)



刈谷市事業用脱炭素促進設備導入費補助金実績報告書(様式第6号)



入してください。(保証の開始日等)

エネルギー使用状況報告書 (様式第7号)

様式第7号(第13条関係)

エネルギー使用状況報告書

令和8年4月20日

刈谷市長

報告者 所 在 地 刈谷市東陽町●丁目●番地

交付決定通知書に 記載の番号です。 名 称 ●●株式会社 刈谷事 代表者氏名 代表取締役 刈谷 太! 電話番号 (0566) ●●-●●

申請時の省エネルギ 一診断報告書を基に 記入してください。

令和 年 月 日付け刈環第 号一 により受けた交付の決定 補助対象事業所のエネルギーの使用状況を報告します。

(事業実施前)

	電力(kWh)	都市ガス(㎡)	LP ガス (kg)	A 重油(kL)	灯泡
総使用量	1,211,340kWh	164,200m ³	kg	34.7kL	kL
C02 換算值	470.0t-C02	366.2t-C02	t-C02	94.0t-C02	t-C02
総 C02 排出量	930.2t-C02				

(事業実施後)

	電力(kWh)	都市ガス(㎡)	LP ガス (kg)	A 重油(kL)	灯油(kL)
令和7年3月	85.723kWh	13,200m3	kg	2.7kL	kL
4月	96,377kWh	12,600m3	kg	2.6kL	kL
5月	98,623kWh	13,000m3	kg	2.2kL	kL
6月	84,367kWh	12,800m3	kg	2.1 kL	kL
7 月	79,829kWh	12,300m3	kg	2.0kL	kL
8月	79,003kWh	12,200m3	kg	2.5kL	kL
9月	83,930kWh	11,200m3	kg	2.5kL	kL
10月	97.432kWh	9,500m ³	kg	2.7kL	kL
11月	89,537kWh	10,400m ³	kg	2.7kL	kL
12月	82.947kWh	10,700m3	kg	2.6kL	kL
令和8年1月	86,409kWh	11,200m3	kg	2.6kL	kL
/ 2月	79,637kWh	12,400m3	kg	2.7kL	kL
総使用量	1,043,814kWh	141,500m3	kg	29.9kL	kL
C02 換算值	405.0t-C02	315.5t-C02	t-C02	81.0t-C02	t-C02
総 C02 排出量	801.5t-C02				

(事業効果)

		電力(kWh)	都市ガス(㎡)	LP ガス (kg)	A 重油(kL)	灯油(kL)
K	エネルギー削減量	167,526kWh	22,700m3	kg	4.8kL	kL
	C02 削減効果	65.0 t-C02	50.7 t-C02	t-C02	13.0t-C02	t-C02
Γ	総 CO2 削減効果	128.7 t-C02				

事業完了の翌月から1年間のエネルギー使用状況を記入してください。 なお、著しく補助対象設備の効果が発揮されていないことが確認できた場合 は、必要に応じて聞き取りや現地確認をさせていただく場合があります。